

白井市電子入札約款

制定 平成20年 1月31日

施行 平成20年 2月 1日

(総則)

第1条 白井市の発注に係る工事又は製造その他の請負契約及び物品の買入れその他の契約（財産の売り払いを除く。）に係る競争入札を電子入札で行う場合における入札その他の取り扱いについて、地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「法」という。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「施行令」という。）、その他の法令及び白井市財務規則（平成5年第3号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この電子入札約款に定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札の執行等に関する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入札参加資格のある旨の確認通知を受けた者又は指名に関する通知を受けた者（以下「入札参加者」という。）は、図面、仕様書及び現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書及び現場等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- (2) 入札書は、電子入札システムにより作成し、入札公告又は指名通知書に示した日時（以下、「入札書提出締切日時」という。）までに電子入札システムにより提出しなければならない。
ただし、紙媒体による入札参加申請及び入札書の提出（以下「紙入札」という。）が認められた入札参加者については、紙媒体による入札書及び当該入札に必要な添付書類を、入札書提出締切日時までに持参又は書留郵便による郵送により契約担当課に必着させることとする。
- (3) 入札参加者は、白井市入札参加資格者名簿に登録された代表者又は代理人（年間委任状にある受任者とする。）とする。
- (4) 入札参加者は、入札書を提出した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(入札辞退)

第3条 入札参加者は、入札書提出締切日時までは、入札を辞退することができる。

2 入札参加者が入札を辞退するときは、入札書提出締切日時までに電子入札システムにより辞退届を作成のうえ提出するものとする。

なお、紙入札による入札参加者にあつては、入札書提出締切日時までに持参又は書留郵便による郵送により契約担当課に必着させることとする。

3 入札参加者は、辞退届を提出した後は、撤回をすることはできない。

4 入札を辞退した者は、これを理由として、以後の指名等について不利益な取り扱い

を受けることはない。

(未入札)

第4条 入札参加者が、入札書提出締切日時までに、入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として取り扱うものとする。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54条）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札参加者が談合し又は談合の恐れがある不穏な行動をとる等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 指名競争入札において参加する者が1者の場合は、入札を取りやめることがある。

3 電子入札システムの障害等により、入札の執行ができないことが判明した場合は、入札の執行の延期、又は紙入札への移行など運用の変更を行うものとする。

(無効となる入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）

(3) 委任状にある受任者以外の代理人がした入札

(4) 電子証明書を不正に使用した入札

(5) 入札に際して不正を行った者のした入札

(6) 必要事項を欠く入札

(7) 明らかに談合であると認められる入札

(8) 低入札価格調査制度における低入札価格等に関する調査（以下「低入札価格調査」という。）において、事情聴取に協力しない者又は調査報告書等を期限までに提出しない者のした入札

(9) 総合評価落札方式による入札において、期限までに技術提案等に関する資料の提出がなかった者のした入札

(10) 再度の入札において、1回目の入札の最低金額を上回る金額の入札

(11) 入札金額内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めている入札において、その提出がない入札又は内訳書に重大かつ明白な不備がある入札

(12) 入札書の金額と内訳書の合計金額が異なる入札

- (13) 入札書の金額が0円の入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札
(失格となる入札)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は失格とする。

- (1) 最低制限価格を設定した入札において、最低制限価格を下回る金額の入札
- (2) 低入札価格調査における価格失格基準を下回る金額の入札
- (3) 低入札価格調査において、審査中止又は履行不可能とされた入札
(開札)

第9条 開札は、入札公告（告示を含む。）又は指名通知書に記載の日時において行うものとする。

(保留)

第10条 開札後、次の各号のいずれかに該当する場合には、落札決定を行わず、入札を保留とする。

- (1) 低入札価格調査を実施する必要があるとき
- (2) 入札公告等により開札後に落札候補者にかかる入札参加資格の確認を行うとする入札において、当該落札候補者にかかる入札参加資格の確認を行うとき
- (3) 契約担当課が特に必要と判断したとき
(落札者の決定)

第11条 工事又は製造その他の請負若しくは業務の委託等に係る入札においては、入札を行った者のうち、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けない場合においては、最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。

(同価格の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定)

第12条 落札となるべき同価格又は同評価値の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者に、電子入札システムによる電子くじを実施して、落札者を決定するものとする。

(再度の入札)

第13条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに電子入札システムによる再度の入札を行うことができる。

- 2 再度の入札には1回目の入札において入札が無効、失格又は未入札となった者は参加できないものとする。
- 3 再度の入札における入札参加辞退の方法は、第3条を準用するものとする。
- 4 再度の入札の回数は、1回とする。

(入札の不調)

第14条 開札（前条に規定する再度の入札を含む。）の結果、予定価格と最低制限価格の範囲内の価格の入札がない場合は、入札を不調とするものとする。ただし、最低制限価格を設けない場合においては、予定価格の範囲内の価格の入札がないときとす

る。

- 2 前条の規定する再度の入札の結果、不調となった場合は、施行令第167条の2第1項第8号による随意契約を締結することができるものとする。

(契約の締結)

第15条 落札者は、落札決定の日から7日以内に当該契約（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）の規定により議決を要する契約に係る仮契約を含む。以下同じ。）を締結しなければならない。ただし、市長の承諾を得て、この期間を延長することができる。

(入札保証金)

第16条 入札参加者は、その入札参加者が自ら入札書に表示した金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する額を入札保証金として、入札前に市に納付しなければならない。ただし、入札保証金の一部又は全部を免除した場合はこの限りではない。

- 2 前項のただし書きの規定により入札保証金を免除されたものが正当な理由なく契約を締結しないときは、落札金額（単価契約にあっては、予定数量に基づく総額）の100分の5に相当する額の違約金を納付しなければならない。
- 3 第1項に規定する入札保証金の納付は、次の各号に掲げる有価証券をもって代えることができる。この場合において、担保として提出された証券の価額（担保価額という。）は、当該各号に定めるとおりとし、当該担保が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えたものでなければならない。

(1) 国債又は地方債

政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の例による金額

(2) 特別の法律による法人の発行する債券

額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額が異なるときは、発行価額）の10分の8に相当する金額

(3) 金融機関の保証する小切手

その保証する金額

(4) 金融機関の保証

その保証する金額

(入札保証金の還付等)

第17条 入札保証金は、入札終了後、直ちに入札者に還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約の締結後これを還付し、又は契約保証金の納付に切り替えることができる。

(契約の保証)

第18条 工事又は製造の請負その他業務の委託に関する契約に係る落札者は、当該契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、市長が特にその必要がないと認めたときは、この限りではない。

- (1) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する金融機関（出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保

証事業会社をいう。)の保証

- (2) 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (3) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
 - (4) 契約保証金の納付
 - (5) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。ただし、長期継続契約を行う場合には、契約金額の12カ月分の100分の10以上とする。
- 3 前項の規定にかかわらず落札者が低入札価格調査を受けた者である場合は、第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の100分の30以上としなければならない。
- 4 落札者は、第1項第1号、第2号、第3号又は第5号に規定する保証を契約保証金に代わる担保として提供するときは、当該保証を証する書面を提出しなければならない。

(契約保証金の還付)

第19条 前条に規定する契約保証金は、契約に基づく給付が完了し、当該契約の履行を確認したときは、速やかに還付する手続きをしなければならない。

(異議の申立)

第20条 入札参加者は、入札後、この約款、図面、仕様書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(内訳書の提出)

第21条 契約担当課は、当該入札に係る事業の熟知の状況等積算能力の向上あるいは談合その他不正行為の防止に資するため、入札参加者から内訳書の提出を求めることができる。この場合において、あらかじめ、当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知等のいずれかの方法により明記し、その内容及び方法等を周知するものとする。

(協議による随意契約)

第22条 入札執行者は、入札の不調を宣言し、第14条第2項に規定する随意契約を締結しようとするときは、入札参加者の意思を確認し、当該事業の随意契約の見積参加の意思を表した者から見積を徴し、予定価格以内のときは、契約者と決定できるものとする。

(電磁的な方法による通知等)

第23条 本約款に規定する入札公告及び指名通知書は、原則として電磁的な記録による。

(補則)

第24条 本約款に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度定めるものとする。

る。

附則

この約款は、平成20年 2月 1日から施行する。

附則

この約款は、令和7年4月1日から施行する。